

令和5年度兵庫県の社会福祉政策への提言にあたって

新型コロナウイルス感染拡大から 2 年以上が経過し、ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた対応が求められています。少子高齢化・単身世帯化・人口減少が進む地域社会の変容と相まって、生活困窮や社会的孤立がますます広がっています。

「8050 問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」、「課題を抱える妊産婦」等の課題も顕在化し、制度・施策の狭間の課題、地域生活課題の複雑化・多様化に対応するため、国では「重層的支援体制整備事業」や「社会福祉連携推進法人」の創設等が進められ、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが進められています。

コロナ禍で顕在化・深刻化した生活困窮課題に対し、様々な給付金や生活福祉資金特例貸付での対応が行われましたが、改めてセーフティネットのあり方が問われることとなりました。

一方で、福祉現場の人材不足はますます深刻化しています。団塊世代が 75 歳以上となり労働力不足が顕著になる 2025 年以降を見据え、福祉サービスを安定的・継続的に提供していくためには、福祉の仕事のイメージアップや処遇改善、労働環境の整備、外国人介護人材への支援等の抜本的な対策は急務です。

また、地域での支え合いを進める民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手の確保も困難な状況が続いています。

今後想定される南海トラフ地震や豪雨災害等の大規模災害に備えるためには、行政・社協・社会福祉法人・民生委員・NPO等の関係機関の連携・協働による支援体制の強化が大きな課題といえます。

兵庫県では、本年 3 月に「ひょうごビジョン 2050」を策定し、社会変動の潮流を的確にとらえ、「兵庫の強み」を活かし、`誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』、を目指すこととしています。

また、本年 5 月には、国連が定める持続可能な開発目標＝「SDGs」の取り組みを強化するため、庁内に新たに「SDGs推進本部」を発足させ、`誰一人取り残さない、取り組みが本格的に推進されます。

本提言は、本会の構成員である、市町社協や種別協議会等幅広い関係者から寄せられた意見を取りまとめたもので、福祉現場の課題等を踏まえた切実な提言です。兵庫県の福祉施策への反映に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会としても県民から期待される役割を発揮するため、「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」を基本目標に、県内の様々な主体と連携・協働して推進してまいりたいと存じますので、引き続きご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

兵庫県知事

齋藤元彦 様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会長 入江 武信

目次

重点提言

重点提言Ⅰ

ひょうご発 誰も取り残さない 新たなセーフティネットづくり 1

重点提言Ⅱ

災害時を想定した福祉支援体制づくり 6

重点提言Ⅲ

福祉人材確保に向けた新たな取り組み推進 8

福祉関係団体からの提言・要望

兵庫県社会福祉協議会 (6) 11

市町社協活動推進協議会 (6) 15

兵庫県社会福祉法人経営者協議会 (3) 20

高齢者福祉団体 23

兵庫県老人福祉事業協会(3)
兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会(3)
兵庫県ホームヘルプ事業者協議会(3)
兵庫県介護支援専門員協会(2)

障害者福祉団体 27

兵庫県身体障害者支援施設協議会(1)
兵庫県知的障害者施設協会(5)
兵庫県身体障害者福祉協会(4)
兵庫県手をつなぐ育成会(2)
兵庫県精神福祉家族会連合会(5)
兵庫県社会就労センター協議会(6)
きょうされん兵庫支部(4)

児童福祉団体 34

兵庫県保育協会(8)
兵庫県児童養護連絡協議会(4)
兵庫県母子生活支援施設協議会(3)
兵庫県乳児院連盟(4)

その他の福祉関係団体 40

兵庫県更生施設連盟(1)
ひょうごセルフヘルプ支援センター(2)
兵庫県介護福祉士会(2)
兵庫県人権啓発協会(1)

【提言項目の見方】

新規：新たに県施策として創設していただきたい事項

指導：市町に対し県から指導・助言いただきたい事項

拡充：現在の県施策を拡充・強化していただきたい事項

国 提言：県から国に対し要望・提案いただきたい事項

重点提言 I

ひょうご発 誰も取り残さない 新たなセーフティネットづくり

長引くコロナ禍は、障害のある人、老老介護世帯、「8050 問題」などの地域生活課題をより深刻化させるとともに、不安定な雇用による低所得者の生活困窮が明らかになりました。不安定な雇用の背景には、ひとり親世帯、心身の疾病、家族のケア、外国人住民で言語や社会的手続きがわからない等の課題もあり、ヤングケアラーや課題を抱える妊産婦等、新たな制度の狭間の課題が顕在化しています。

制度の狭間の課題も含め、社会的孤立を背景に複雑・多様化したこれらの課題への対応が急務です。

国においては「重層的支援体制整備事業」の創設等、「地域共生社会の実現」に向けた取組みが進み、県においては「誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」の実現に向けた取組みが推進されています。

コロナ禍で顕在化・深刻化した課題に対応するため、「兵庫の強み」を活かした官民協働による新たなセーフティネットづくりが必要です。

「ひょうご発 誰も取り残さない 新たなセーフティネットづくり」に向けて、社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の取組みを活かした、次の事項について提言します。

1. コロナ禍で増大した生活困窮者への支援

新規

生活福祉資金の新型コロナウイルス特例貸付(以下、特例貸付)は、県民生活のセーフティネットとしてこれまで約 20 万件、790 億円もの貸付を行いました。利用世帯は県内の約 3%にのぼり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関への相談件数もコロナ禍前の約 3 倍となっています。物価高騰等の影響も含め、生活困窮者への相談支援体制の一層の強化は喫緊の課題です。

(1)若者やひとり親世帯、外国人住民等の生活困窮ニーズの実態把握

コロナ禍では、単身壮年・高齢者やひとり親世帯のほか、これまでになく若者や、個人事業主、フリーランス、外国人住民の県民からの相談が急増しました。相談現場では、経済的困窮や就労課題のみならず、心身の健康不安や育児・教育、住居確保など多様かつ複合的な生活課題を抱える世帯から数多くの相談を受けています。

ついては、生活再建に向けた支援策を講じるために、コロナ禍により支援を要する県民のニーズ把握に向け、県として調査等による実態把握を行うことを提言します。

(2)官民協働による生活困窮者への相談支援体制の強化

全社協の調査によると、相談員の加配など体制強化があった自立相談支援機関は 4 割未満です。また、特例貸付に携わる社協職員調査では、「ストレス・危険を感じる」が 86%、「心身の不調を感じた」が約 5 割にのぼりました(2021 年度 1,189 人回答調査)。

生活困窮者支援に携わる職員の疲弊は、深刻な状況です。コロナ禍を端緒とした生活困窮者への支援は長期化が予測されることから、自立相談支援機関や社協等における相談支援体制の体制強化が喫緊の課題となっています。

ついては、社協、自立相談支援機関等の県内の相談支援体制を把握するとともに、行政、社協、社会福祉法人連絡協議会等の官民協働による検討会を設け、「誰も取り残さない」相談支援体制づくりの推進方策を立てることを提言します。

2. 重層的支援体制整備事業の全県的な展開

市町域の包括的な支援体制の構築を全県的に推進するには、全市町でとりわけ「地域づくり」「参加支援」を重視した重層的支援体制整備事業の実施を目指すことが重要です。県として次の取組みを行うよう提言します。

(1)兵庫県地域福祉支援計画の推進・改定にあたっての取組み強化 **新規**

- ① 次期兵庫県地域福祉支援計画において、全市町の包括的支援体制構築の評価指標として重層的支援体制整備事業の実施を位置づけ、「地域づくり」「参加支援」の重要性を特記すること
- ② 市町で「地域づくり」「参加支援」のための体制整備が進むよう、希望市町に、市町・市町社協・県・県社協の4者協議の場を複数回設定し助言できる体制を検討すること

(2)多領域・多機関による重層的支援体制の整備・推進 **新規**

多様化・複雑化する地域生活課題、特に生活困窮ニーズには、教育、労働、住宅、多文化共生関連など、社会福祉にとどまらない多領域・多機関協働が必要です。県として次の取組みを行うよう提言します。

- ① 多領域・多機関による重層的ネットワークの形成に向け、相談支援機関同士のネットワークづくりを県域と市町域で推進すること
- ② これらを県地域福祉支援計画に位置付け、計画的に推進すること

(3)市町地域福祉計画の策定支援の強化 **拡充**

市町地域福祉計画は、改正社会福祉法により策定が努力義務化されました。全市町での地域福祉計画の策定に向け、働きかけることが必要です。

ついては、策定済の市町も含め、包括的な支援体制を構築するための実効的・具体的な

計画となるよう、市町への技術的な支援を行うことを提言します。

【参考：地域福祉計画を未策定の自治体】

多可町、市川町、神河町、上郡町、播磨町(策定予定)、
福崎町(策定中)、太子町(策定予定)

3. 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援体制の構築

権利擁護支援は、令和4年度からの「第2期成年後見制度利用促進基本計画」で包括的な支援体制の共通基盤に位置づけられたことで、今後、各市町で重層的支援体制整備事業と一体的に構築が進められます。

成年後見以外の権利擁護支援策の総合的な充実に向け、全市町での中核機関の設置及び地域連携ネットワークづくりの整備、それを促進する全県的な機能強化が求められています。

(1) 権利擁護支援のための中核機関・協議体の全市町設置の推進 **拡充**

「第1期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、県内で中核機関等の設置が進みましたが、小規模自治体を中心に設置が進まず、地域格差が広がっています。

については、県内に権利擁護支援体制の空白地域が生じないように、市町の実情に合わせた体制整備のための個別的支援や専門職派遣等の重点的支援を講じるよう提言します。

【参考：県内の成年後見制度利用促進計画策定と中核機関整備状況（令和4年4月現在）】

計画策定済	30 市町(73.2%)
中核機関整備済	21 市町(51.2%)
協議体設置済	16 市町(39.0%)

(2) 兵庫県権利擁護支援体制整備計画の策定 **新規**

中核機関が整備された市町では、後見制度や権利擁護に関する相談支援が始まりましたが、権利擁護支援機能の充実には多機関の支援チーム形成や個別課題を面で解決するためのネットワークづくりも不可欠で、行政職員、市民後見人等の後見人、専門職などが共通の視点をもって本人の意思決定とエンパワメントを支える必要があります。

については、人材育成・確保を含めた権利擁護支援の体制整備に関する計画を県で策定し、各市町の権利擁護支援体制整備の進行管理と評価を行い、全県的な基盤整備を図るよう提言します。

4. 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の

活動強化に向けた支援

拡充

社会福祉法人が連携し、地域における公益的な取組を推進する「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」は38市区町に設立され、その活動は、生活困窮、移動支援、福祉人材確保、災害派遣福祉チーム(DWAT)など、多様な地域生活課題の解決につながっています。

また、令和4年3月、課題を抱える妊産婦の就労等支援において県社会福祉法人経営者協議会が県と協定を締結しましたが、各市町のほっとかへんネットがこの取り組みに参加し、さらに支援が広がることが期待されます。

第4期兵庫県地域福祉支援計画に掲げる「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の拡大に向けた支援を行う」ため、市町の積極的な参画とほっとかへんネットの活動強化に向けた助成制度を県で創設することを提言します。

【参考：社会福祉法人連絡協議会の設立状況と主な取組み】

設立済	38 市区町	①地域の要支援者に対する相談支援 ②地域の要支援者に対する会食、配食、食材配達等の食生活の支援 ③地域の要支援者に対する移動・外出の支援 ④地域の要支援者に対する学習支援、就労支援、見守り支援 ⑤地域の要支援者に対する生活支援、緊急資金・物資の貸与・提供 ⑥福祉学習、ボランティア・福祉人材の育成に関する活動 ⑦地域福祉推進に関する各種事業への参画、福祉啓発に関する活動 ⑧福祉人材の確保に関する活動 ⑨災害時を想定した要援護者支援に関する取組み ⑩地域住民等との交流・意見交換の実施 ⑪地域の関係者とのネットワークづくり ⑫提言・意見具申の取組み ⑬その他(中長期計画の策定、地域ごとの取組みの検討 等)
未設立	三木市(設立予定) 養父市(設立予定) 朝来市 淡路市 猪名川町 多可町 市川町 福崎町(設立予定) 神河町 太子町 香美町	

※令和4年7月末日時点

5. 相談支援機能強化を目指した

「ほっとかへんネットワーカー(仮称)」の配置 新規

新型コロナウイルス特例貸付は、ほんのわずかなきっかけで深刻な経済的困窮状態に陥る可能性が高い住民が、これほど多く地域の中で生活しているという事実を顕在化させました。

その要因となる不安定な雇用の背景には、ひとり親世帯、心身の疾病、家族のケア、外国人住民で言語や社会的手続きがわからない等の課題もあり、まさに制度の狭間の課題が山積していることが明らかです。市区町社協では、特例貸付の返済に関する相談を通して、課題を抱える世帯の支援に取り組むことが使命となっており、膨大な相談件数に対応するためにも、その体制強化は不可欠となっています。

また、ここで行われる相談支援は、単に返済を促すことではなく、その背景となる生活課題の解決に向かうものでなければなりません。そのためにも制度の狭間にある課題を解決する仕組みを、関係機関と構築していくことも求められます。

市区町社協は、多様な地域生活課題の解決に取り組む「ほっとかへんネット」の事務局を担っていますが、特例貸付の相談支援とこれらの課題解決の仕組みづくりを結びつけることで、より包括的な相談支援体制を地域の中で構築できるものと考えます。

ついては、特例貸付の借受世帯等への相談支援とともに、その本質的課題の解決のための仕組みづくりにも取り組む「ほっとかへんネットワーカー(仮称)」を、全市区町社協に配置することを提言します。

1. ほっとかへんネットワーカー(仮称)の役割

- 相談窓口・ニーズ把握：本人や家族、地域住民からの身近な相談に応じ、様々な機会・場を通じた課題発見
- 課題解決に向けたネットワークづくり：制度や専門職、地域につないだり、課題解決に向けたネットワークづくりの推進

2. 取り組み例

- ・生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付等で把握した生活課題の相談支援
- ・ほっとかへんネット事務局としての活動コーディネート
- ・地域づくり担当者等との連携

重点提言Ⅱ

災害時を想定した福祉支援体制づくり

1. 大規模災害に対応できる福祉支援体制の強化 **拡充**

被災市町においては、住民への福祉的支援を市町社協が中心となって担うことが期待されますが、限られた職員数では、災害ボランティアセンティアセンターの設置・運営、被災者の生活支援や生活福祉資金の特例貸付等、これら複数の役割を継続的に担うことは困難です。

被災者に安定的、継続的に福祉的支援を行うための財政基盤の強化が喫緊の課題です。

(1) 災害ボランティアセンターの活動財源の公費負担

市町からの依頼により設置する場合、災害ボランティアセンターの一部の person 費と旅費が災害救助法に基づく国庫補助の対象とされたことに関して、次のことを提言します。

- ① ボランティア活動、被災市町の実施する救助との調整に必要な person 費と旅費以外にも運営や活動に必要な経費はがあるので、国庫補助対象となる経費の拡充を国に働きかけること
- ② 市町と市町社協の協定締結が国庫補助の前提となることから、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営及び費用負担を明確にした協定締結が円滑に進むよう、未締結の市町に働きかけること
- ③ また、都道府県を跨る大規模災害の被災地に職員を派遣・受援する場合には、県と県社協の協定締結が国庫補助の前提となることから、協定を締結すること

(2) 災害支援活動を担う職員確保に向けた市町社協への財政支援の強化

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるには、平常時から地域や多様な主体とのネットワークの構築が不可欠です。

また、令和6年度には災害及び感染症に関する事業継続計画(BCP)を策定することが義務づけられており、事業継続計画に基づいた業務の遂行とともに被災者への復旧・復興支援に取り組む必要があります。

ついては、各市町社協が被災者への中長期的な復旧・復興支援を実施できるよう、常勤職員の増員配置に向けた財政措置がなされるよう国・市町に働きかけることを提言します。

2. 災害ボランティア活動を支える全国的な仕組みの構築 **拡充**

被災地の復旧・復興は、いかに早く、多くのボランティアが被災地で活動できるかに大きく影響されます。特に、大規模災害では、全国からのボランティアによる支援が必要とされますが、遠隔地から被災地に駆けつけることを阻むのが交通費、宿泊費の問題です。

ついては、次の取組みについて提言します。

- ① 交通費や宿泊費の本人負担の軽減など、ボランティア活動への支援制度を実現するため、災害ボランティア活動を社会全体で支える仕組みの構築を国等に提案すること
- ② 兵庫県が令和元年度から先導的に実施している「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」について引き続き広く寄附を求めるとともに、災害ボランティア活動を支える仕組みづくりの重要性を全国に発信し、災害発生時には、同事業が効果的に運用できるように体制を整備すること

重点提言Ⅲ

福祉人材確保に向けた新たな取組み推進

1. 市町域における福祉人材確保施策の推進 新規

福祉人材が確保しづらい状況は、介護をはじめ、障害、保育、社会的養護等、福祉に関するすべての分野に及びます。

その一方で、福祉サービスは人口や地域性に関わらず、すべての地域において重要な産業であり、その担い手確保は地域の発展や生活基盤の維持にとっても重要なものです。

また、子育て世代や高齢者、定年退職後の再雇用など、福祉職への多様な人材の参入促進には「通勤の便利さ」も重要な要素であり、身近な範囲での働く場の確保は求職者のニーズにも合致するものです。

福祉人材の確保にあたっては、国や県レベルでの取り組みが先行してきましたが、今後は市町を基盤として、県・市町・関係団体の連携を強化し、重層的に施策を推進することが必要です。

については、市町においても福祉人材確保のための協議会を設置するよう、県として強く働きかけるとともに、以下のことに取組まれることを提言します。

- ① 市町により人口動態、福祉施設・事業所数、介護職員初任者研修修了者数等は様々です。地域医療介護総合確保基金の「市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業」を活用し、市町ごとに関係機関・団体との連携を図り、人材確保施策の検討、推進、評価等を行われるよう、県から働きかけること
- ② 県内市町における人材確保対策の取組実績を把握し、事例紹介するなど、全県的な取り組みを促進すること

【参考 1：近畿府県における介護分野の有効求人倍率（令和 3 年 7 月）】

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	全国平均
2.96	3.30	4.05	3.22	5.23	2.99	3.69

（注）厚生労働省「職業安定業務統計」より

【参考 2：労働者が現在の法人（職場）に就職した理由（労働者調査）〔上位 3 項目〕

①	「資格・技能が活かせるから」	38.3%
②	「通勤が便利だから」	37.7%
③	「やりたい職種・仕事内容だから」	36.4%

（注）「介護労働の現状について-令和2年度 介護労働実態調査の結果と特徴-」より

2. 学生等若者に対する福祉・介護業界への就職支援 **新規**

福祉人材センターでは学校訪問を実施していますが、福祉を学んだ学生が福祉分野に就職しないケースが多いと聞きます。学生に対し、福祉分野への就職をいかに働きかけるかは人材不足解消対策の1つです。

早期からの現場体験は福祉・介護の仕事の魅力を感じるきっかけとなります。就職活動開始前から学生に継続的に働きかけられるよう、次の取組みについて提言します。

(1)社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金の対象者拡充

社会福祉法人等奨学金返済支援制度は、県内に主たる事業所があり、職員に対し奨学金返済支援制度を設けている社会福祉法人等に対し、職員の年間返済額の3分の1以内の補助を行っていますが、その対象は「日本学生支援機構の奨学金を貸与され、返済している者」とされています。

同機構の奨学金は給付型奨学金の創設など拡充は図られたものの、学生の中にはこの奨学金だけで学費等を賄うことができない者もあり、社協が実施する生活福祉資金(教育支援資金)を併用する者も多数存在しています。

学生等の将来の負担を軽減するためにも、本制度の対象に生活福祉資金利用者を加えるなどその拡充を図り、人材定着に向けて取り組むことを提言します。

(2)学生等の介護職員初任者研修受講費の補助

福祉現場に就職する者の中には、福祉系学校で学ぶ者だけでなく、学生時代の様々な経験の中で福祉現場や当事者、サービス利用者等と触れ合ったことをきっかけとする者もあり、早期に福祉への接点を創出することで福祉への関心を高めることにつながります。

ついては、大学1～2回生や20歳までの学生等で介護職員初任者研修の受講を希望する若者に対して、その受講費を補助する制度の創設を提言します。

(3)福祉職場における実習・インターンシップへの支援

施設実習やインターンシップの受け入れは、その後の就職に繋がるとともにミスマッチの予防効果もあり、福祉人材の確保と定着において極めて有効です。

しかし、阪神間に比べ公共交通機関が少ない地域の施設では、交通費や宿泊費等の経済的負担がかかり、実習先として敬遠される恐れもあります。

こうした課題に対し、京都府では全学部・全学年の大学生・短期大学生・専門学校生を対象に、職員・利用者との交流や職業体験ができる「福祉職場インターンシップ」事業を参加費無料で実施し、北部の事業所にかかる往復交通費を府が負担することで、人材確保の支援策を積極的に推進しています。

県内すべて地域で学生が実習等に臨めるよう、交通費等の財政的な支援や、インターンシップ事業の実施を提言します。

3. 福祉・介護の仕事の魅力向上に向けた効果的な広報活動の展開 拡充

コロナ禍において、社会生活・社会基盤の維持に不可欠な役割を担う福祉従事者も「エッセンシャルワーカー」としてその役割、重要性が見直されています。福祉従事者への一層の社会的評価・関心を高めるために、その活躍と介護ロボットや ICT の導入事例などの先進性をアピールすることが大切です。

ついては、近畿各府県や県内市町と連携し、YouTube などの SNS、テレビ等における CM の放映や県民向け情報番組の活用など、幅広い世代へ広報を展開することを提言します。